

## 【意見招請回答】「国際協力機構（JICA）次期 IT 基盤要件定義・調達支援業務」

（公示日：2021年6月29日／調達管理番号21a00460）について、意見招請に関するご意見と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 6	(2) 業務従事者の経験・能力等	大規模案件の経験が必要な案件と推察致しますが、「総括責任者」（「業務責任者」）としての経験を10（5）件以上有する」とあるため、対象の案件規模・期間、兼務（同一期間に2案件兼務であれば2件とカウント）は問わないと考えてよろしいでしょうか。ご教示いただきたい。	対象の案件規模・期間、兼務は基本的に問いません。なお、「意見招請実施要領」別紙「評価表（評価項目一覧表）」の「類似業務の経験」に記載の業務経験をお持ちの場合、加点いたします。
2	P. 11	3. 業務内容 (3) 業務内容・成果品 業務3実施監理支援	「「設計・構築」フェーズの（課題の抽出及び解決支援を含む）進捗管理を行い、必要に応じて機構に報告・相談すること。」との記載がありますが、設計・構築業者において、自身のプロジェクトの進捗管理や課題管理を役割に含めると考えられるため、その業務内容や観点の違いを明記することを推奨いたします。（理由：応募者との認識の齟齬を防ぐため）	本業務受託者による「「設計・構築」フェーズの（課題の抽出及び解決支援を含む）進捗管理（及び報告・相談）」業務は当機構による設計・構築業者の「業務監理」の「支援」としての位置づけを想定しております。その位置づけがより分かり易くなるよう記載の修正を予定しておりますので、公告時の入札説明書を確認願います。
3	P. 13～ P14	6. 受託者の経験と能力 (1) 受託者の経験・能力等 (2) 業務従事者の経験・能力等	受託者や業務従事者が満たすべき条件が記載されていますが、必須要件なのか、あれば望ましい要件なのか、明確に記載することを推奨いたします。（理由：応募者との認識の齟齬を防ぐため）	ご意見について、より明示的に記載する予定です。公告時の入札説明書を確認願います。 6. 受託者の経験と能力 (1) 受託者の経験・能力等 1) JIS Q 9001又はISO9001（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認証取得事業者であること。 2) ISO27001(JISQ27001) /ISMS 適合性評価制度の認証取得事業者であること。 <u>→上記1)及び2)は「必須要件」とする予定です。</u> (2) 業務従事者の経験・能力等 1) 総括責任者の経験・能力等（評価対象） ①（要件定義及び調達監理支援を含む）情報システム導入支援業務経験年数を15年以上有するとともに、「総括責任者」としての経験を10件以上有すること。 ②（独立行政法人又は中央省庁向けを含め）情報システムに係るアドバイザー経験年数を10年以上有すること。 <u>→上記①及び②は「必須要件」とする予定です。</u> ③ 以下の資格等を有していること。 ・経済産業大臣が認定する「プロジェクトマネージャー試験」の合格 ・米国PMI が認定する「PMP（Project Management Professional）」資格 ・情報処理安全確保支援士 ④ 独立行政法人又は中央省庁において、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007年3月1日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、情報システム調達における調達仕様書や見積書の妥当性評価を実施した実績を有すること。 ⑤ 独立行政法人又は中央省庁において、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」（2006年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）に基づき、本件業務が遂行できると判断できる、業務・システム最適化計画策定もしくは評価業務を実施した実績を有すること。 <u>→上記③～⑤は「あれば望ましい要件（＝加点要素）」とする予定です。</u> 2) 業務責任者の経験・能力等（評価対象） ① 情報システム導入支援業務経験年数を10年以上有するとともに、「業務責任者」としての経験を5件以上有すること。 ②（独立行政法人又は中央省庁向けを含め）情報システムに係るアドバイザー経験年数を5年以上有すること。 <u>→上記①及び②は「必須要件」とする予定です。</u> ③ 経済産業大臣が認定する「プロジェクトマネージャー試験」の合格 ④ 独立行政法人又は中央省庁において、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007年3月1日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、情報システム調達における調達仕様書や見積書の妥当性評価を実施した実績を有すること。 ⑤ 独立行政法人又は中央省庁において、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」（2006年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）に基づき、本件業務が遂行できると判断できる、業務・システム最適化計画策定もしくは評価業務を実施した実績を有すること。 <u>→上記③～⑤は「あれば望ましい要件（＝加点要素）」とする予定です。</u>

通番	該当頁	項目	質問	回答
4	P. 14	(2) 業務従事者の経験・能力等	② (独立行政法人又は中央省庁向けを含め) 情報システムに係るアドバイザー経験年数を10年以上有すること。とありますが、独立行政法人又は中央省庁における必要な経験年数を明示することを推奨いたします。(理由:応募者との認識の齟齬を防ぐため)	類似業務を重視する観点から「独立行政法人又は中央省庁における経験年数」を追記いたします。 「総括責任者」及び「業務責任者」における同要件において、「独立行政法人又は中央省庁における経験年数」を追記となります。 ・ 公告時の入札説明書を確認願います。
5	P. 14	6. 受託者の経験と能力 (2) 業務従事者の経験・能力等	「③以下の資格等を有していること。」において、3つの資格を指定されておりますが、総括責任者は、3つの資格を全て有している必要があるということでしょうか。また、「経済産業大臣が認定する「プロジェクトマネージャー試験」の合格及び「米国PMI が認定する「PMP(Project Management Professional)資格の双方の資格が必要な理由をご教示ください。	3つの資格については、「有していることが望ましい資格(=加点要素となる資格)」となります。 また、2つの資格が必要な理由は以下の通りです。 「本業務は、目標の達成に向けて、プロジェクト全体計画を作成し、要員・資源・予算・スケジュール・品質を計画に基づいて適切に管理することが必要となります。類似案件の経験や経験年数に加え、上記管理に係る経験・能力を定量的に判断するためプロジェクトマネージャーに関する資格要件を設定いたしました」
6	p. 15	7. 業務管理 (4)	議事録について、全出席者への内容を確認を行ったうえで、2営業日以内の提出が求められていますが、弊社以外の出席者の確認期限についてコミットすることが難しいため、初版の提示を2営業日以内とし、のちに全出席者への確認を行うことではいかがでしょうか。(理由:プロジェクト推進上のリスクととらえられるため)	関係者の内容確認に時間を要する状況は想定されるかと考えますので、記載修正する予定です。 ・ 公告時の入札説明書を確認願います。
7	P. 15	8. 業務実施場所・環境等について	「業務責任者」の業務場所の指定がございしますが、業務責任者が業務を実施する場合は、p. 15 に指定の作業場所に行く必要があるという理解でしょうか。また、業務責任者以外の作業場所の指定はございしますでしょうか。	P15に記載の作業場所は「当機構にて作業を実施いただく場合」の作業場所となります。同箇所下の「※」にも記載しておりますが、実際に当機構にて作業を実施いただく日については、新型コロナウイルスに係る日本政府の対応等にも依るため、契約締結後に都度調整させていただくことを考えております。
8	P. 16	9. 成果物の納入時期について	成果物名「最適化計画(目指すべき姿)及び製品・サービス調査・分析結果報告書」は、納入時期が「2022年1月末」となっていますが、p. 12の「図2 本業務スケジュール(案)」を確認すると該当の業務は2021年度2月末までの作業と推測されます。作業時期や納入時期の見直しを実施されるご予定はございしますでしょうか。	「9. 成果物」の2つの「納入時期」の記載が誤っておりました。 同箇所の「納入時期」を「2022年2月末」に修正いたします。 ・ 公告時の入札説明書を確認願います。

以上